

## 会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 令和6年度第1回会議
開催日時	令和6年5月20日（月）午後4時00分から6時00分まで
開催場所	田無第二庁舎5階会議室3
出席者	委員：鈴木委員、都築委員、廣瀬委員、長崎委員、多々良委員、漆原委員、行田委員、石井委員 事務局：大内課長、森主係長、川野主任、亀田主事、入澤主事、沼上文化財保護専門員
議題	1 開会 2 協議事項 （1）「西東京市登録文化財制度」について 3 報告事項 （1）下野谷遺跡の保存・活用について （2）文化財事業実施報告（埋蔵文化財、その他の文化財事業等） 4 その他 5 閉会
会議資料の名称	資料1-1 西東京市文化財保護条例（案） 資料1-2 西東京市文化財保護条例施行規則（案） 資料2 下野谷遺跡の保存・活用について 資料3 埋蔵文化財調査一覧・地点 資料4 文化財事業一覧
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p><b>協議事項</b></p> <p>（1）「西東京市登録文化財制度」について</p> <p>○鈴木会長：事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局：（資料1に基づき説明）</p> <p>○多々良委員：登録文化財の現状変更に係る報告制度については、既にできあがっているものに則っているため、現在進めているものでよいと思われる。</p> <p>○鈴木会長：報告制度については、法的に問題ないので、このままで進める。</p> <p>○鈴木会長：市登録文化財の公開に対する支援は、どのような形で公開が行われるかによって支援内容は異なるが、金銭的な支援はできない。文言の表現はこのままで進める形でよろしいか。</p> <p>○長崎委員：登録文化財の指定基準は、文化財保護条例の何条で規定しているの</p>	

か。

- 事務局：指定基準自体は条例とのつながりは明文化されていない。一方、基準上は、「保護条例の4条1項の規定に基づく指定をこの基準で行う」旨のリンクがあるというのが現状。東京都や他市の条例を参照すると、文化財の指定基準は別項目に記載されているため、本案でもそのようにしている。
- 長崎委員：一般的には、指定の細則の基準については別途定める旨を規定しているのではないか。そうすると、「附則の最後に別途定める」等の文言があれば、固有の名称を指定基準の条例内に記述しなくてもよいと思われる。
- 事務局：現行の20条で委任という規定があり、例えば施行規則などは、条例の20条を受けて定められている。長崎委員のご意見のように、ここにその基準を当て込むかどうかは別途検討しなければならないが、別の附則などで定めている場合は、条例内に反映されていた方がよいと思われる。  
この基準に関しては、その他の条例、例えば東京都の条例等でも別立てになっており、条例内に附則等基準が明記されている場所とリンクがされていないと記憶している。次回までに確認してご報告申し上げます。
- 行田委員：文化財保護条例施行規則の第6条2項の冒頭に誤りがある。
- 事務局：次回までに修正する。
- 鈴木委員：本案は他市の事例を参照して作っているという形で間違いはないか。
- 事務局：その認識で合っている。
- 石井委員：施行規則第7条に「分類」と記載しているが、分類の詳細は後の項目に出てくる。この書き方だと、何が分類になっているのかわかりにくいのではないか。
- 事務局：条例第〇条と示せるように修正する。
- 石井委員：第23条の次の条文案について、「市登録文化財に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為」は、専門的な内容であり、その判断をする行為者は誰なのか。組織が行うのか。
- 事務局：他市を参照しているため、内容を精査して次回に回答させていただく。
- 長崎委員：施行規則第23条に出てくる第19条の「記録」に関する内容が古いため、文言を変えた方がいいのではないか。
- 鈴木委員：条例案に沿って文言を変更しなければならない。
- 事務局：そのとおりであるが、今回の審議会では、登録文化財を中心にご審議いただいて、その他の部分は今後反映していきたいと考えている。他方で、平成17年を基礎として施行されている条例に新制度を盛り込もうとしているため、その他の部分についても今回の改正のタイミングに合わせて、時制を反映したものに変えたいと考えている。今のご指摘のようにお気づきの点があれば、ご教示願いたい。
- 鈴木委員：条例案に沿った形で表現を変えるという点では、補助金とかそういう

言葉がよく出てくるが、お金を出さないのに補助金という言葉を使用すると間違いやすいのではないか。

- 事務局：登録文化財としての審議の中で、財政的な支援は難しいという事務局からの結論をご了解いただいている。他方で、おっしゃるとおり、補助金とか補償額とか、そういった記載が規則や条例に出てくる部分がある。こちらの考え方としては、制度としては持っておきたい。ただ、それを行使するかは、その時の予算にそれが反映できるかどうかになる。今後の予算の充実化が図られて、補償額や補助金が具体化する可能性もあり、そのような場合も念頭に今の記載を残しておく必要性があると考えられる。そのため、可能であればこれは残しつつ、基本的には条例に即して所要の修正を図っていききたい。
- 鈴木委員：いずれにしても、登録文化財が追加された条例の方は、議会に提出できるということか。
- 事務局：この審議会でご審議いただいた条例案、それから規則案、今回ご了承いただいたその登録基準、そこも合わせて今年度中には内容を固めたいと考えている。その固まった内容を持って改正手続きを進めたい。
- 鈴木委員：その今言った3点セットで承認を得るということか。3点セットのうち1つはなかなか集まらないと、進められないということなのか。
- 事務局：そうである。
- 多々良委員：事務局はこういうたたき台を持っていて、それをさらにその市のどこかのセクションが条例として審査していくということか。
- 事務局：そうである。
- 多々良委員：それならば、そこに委ねておけば、そのセクションの観点でこれを審査すると思うが、どうなのか。我々がここで細部についていくらあれこれ言ってもあまり意味がないと思われるが、いかがか。
- 事務局：おっしゃるとおり、社会教育課としてまず反映させていきたい、盛り込みたいというところを今の審議会の中でお諮りしたい。その後、庁内の担当部署との協議段階に入る。そこで、全庁的なすり合わせや文言修正が発生した場合、改めて審議会にお諮りしたい。今年度に関しては、先生方には社会教育課として盛り込むべきところを精査していただきたい。
- 多々良委員：条例と規則の整合性の確認等はこの場でやる必要はないということか。
- 事務局：そのように考えている。
- 石井委員：条例案では、第18条の後に記録の作成等が入り、第19条が雑則になっているが、分断されているように感じる。施行規則の方を見ると、第23条が記録の作成等になっていて、第23条の後に赤字の追加案がある。指定と登録との間の整合性が取れていないのではないか。また、第23条の赤字の追加案は登録とすると結構ハードルが高いように感じる。指定と登録とどこが違うのかを示せるようにしておいた方がいいのではないか。指定や登録文化財が、我々が知らないうちに滅失することを避けたいのがこの大きな趣旨としてあると思うので、その部

分も指定の場合と登録の場合とで違いがあるのかなのか、しっかり整合性を取った方が良いと思われる。

- 事務局：今のご趣旨としては、条例上は指定と登録とがしっかり分かれているのに、規則の中では渾然一体となっていて、例えば登録文化財として登録を受けたのに、規則上やらないといけない手続きが漏れてしまうというリスクがあるということか。
- 石井委員：その認識で合っている。特に23条の後にある赤字の部分が、項目で言うところ「記録の作成等」になっている。そのままだと、「記録の作成等」の後に、24条が続くように読み取れる。もう少し整理して欲しい。
- 事務局：次の会議までに修正する。
- 事務局：条例第19条の趣旨は、今回登録文化財として保護しようとしているものをカバーしようとするものではないかと考えているが、先生方はどのようにお考えか。
- 鈴木会長：第19条は非常にぼやっとした表現である。指定文化財にならなかった未指定文化財の記録をとっておこうという趣旨で存在しているのではないか。
- 事務局：この条例は、元々我々が今審議している登録文化財制度に非常に近いことをやりたかったのではないかと考えている。
- 石井委員：制定当時、文化財の対象が有形から無形に広がっていくごとに、条例を拡大して、無形のことをどういう風に記録化していくかという点がネックになって、第19条が入ったのではないか。
- 事務局：ご意見いただきありがとうございます。今後、検討していきたい。
- 都築委員：施行規則第23条をさらに検討すべきではないか。実際運用にあたってこれでできるのか、という不安が残る。条例を定めるからには、しっかり指定なり登録なり文化財を保護すべきである。
- 石井委員：実際明文化されてきた時に、あまり細かく規定しすぎると事務局の仕事量が増える。そうすると、指定と登録と言いながら、登録を増やしていくことが非常に重荷になってしまうような形は避けるべきである。できるだけ柔軟に対応できるような体制の文言にしておかないと、実際の運用上で、登録が指定と同じようなことになると、特に事務局の負担がとてつもなく大きくなると思われる。
- 事務局：ご意見ありがとうございます。前回、こちらの規則の作業の着手をご了承いただき、条例案を作った時と同様に、他市の規則を参照して初稿を作り上げた状況である。今回いただいたご意見を検討・反映していきたいと考えている。
- 都築委員：登録文化財については、所有者が現状を変えたいと来た時に、協議する形にした方がいいのではないか。現状変更してから報告とすると手遅れになる可能性がある。せっかく登録文化財に指定した文化財が、我々が知らないうちに、とても登録に値しないようなものになってしまう可能性がある。指定並みの現状変更じゃないにしても、事前協議があってしかるべき。

- 事務局：届出だと制限が強すぎるので、事前協議という形にするということか。
- 都築委員：報告という形でいいが、現状変更の前の段階で、対応できる体制があるといい。登録文化財で価値を失う前に、相談や協議とかがあっていいのではないか。
- 長崎委員：事前に連絡を求めるということか。
- 都築委員：連絡という文言ではなく、現所有者が登録文化財について現状を変更したい場合は、事前に協議するという文言を入れた方がいいのではないか。
- 長崎委員：協議という形も、結構負担が大きいのではないか。事後報告では手遅れだということか。
- 都築委員：駄目だということではなく、どこまで変更していいのか協議してほしい。
- 事務局：ご意見ありがとうございます。事後報告だけでは、文化財の保護・保存が図れないおそれもあるため、事前に何らかの把握をする機会を設ける方向で、法的にどのような表現を用いることになるか確認させていただきたい。
- 鈴木会長：もう一つ、指定基準と書いてあるが、登録文化財で新たに指定基準を作成するということか。
- 事務局：そのように考えている。現行の基準では拾いきれない文化財の類型が多数ある。例えば景観など、そういったものを登録文化財に組み込むことを考えている。そのため、先生方には、広い範囲の文化財を組み込むことができるような基準にするために、ご意見を頂戴したい。
- 鈴木会長：改正後の文化財保護法では、保存区域といった面での文化財指定が可能である。例えば屋敷林をそれで指定した場合、関連する文化財が連動して保護することが出来ると思うが、その認識で合っているか。
- 事務局：その認識で合っている。個別の登録文化財に指定するだけが文化財の守り方ではない。そこも含めた形で基準をどのようにするか。
- 石井委員：この指定基準を踏まえて、登録基準というのを作るとなると、指定基準とほぼ同様の内容になり、区別するのは非常に難しいのではないか。むしろ指定及び登録基準という形にしておいて、実際に我々が何を指定にして、何を登録するのか、考えた方がいいのではないか。
- 事務局：おっしゃる通り、こちらの基準も20年以上前に作成されたものであるため、構成等を含めて検討して頂きたい。
- 鈴木会長：いずれにしても、規則も基準もこれから策定を進める形でよろしいか。今後作業を進めるうえで、もっと活用の範囲が広がるような内容を検討して欲しい。
- 廣瀬委員：登録文化財を指定する時は、個々の文化財の名称一つ一つに「登録」とつけることになるのか。
- 鈴木会長：登録する場合は、一つ一つの文化財を指定していくようなことになるのではないか。例えば天神社を登録文化財として指定する場合、絵馬、石造物等有形文化財や建造物、天然記念物等様々な文化財があ

り、それらを一つ一つ登録するのは合理的ではない。

- 都築委員：考え方の問題で、例えば文書群とか、天神社の〇〇群というように、まとまりとして登録することもできる。文化財のどこに価値をおくかが重要ではないか。
- 長崎委員：所有者側からは、群として登録されている文化財を、一部分のみ現状変更したい時に、ある程度細目が書いてないと困るのではないか。
- 鈴木会長：文化財の枠組み自体は変化していくが、基本的には文化財の本質的価値を保護する必要がある。
- 事務局：新たな文化財保護の枠組みである「群」や「保存区域」等について、いったん整理する必要があるため、持ち帰って検討する。
- 鈴木会長：東京都の文化財保存活用大綱が策定されていないため難しいが、保存区域といった形があると良いと思われる。
- 都築委員：練馬区には、種子資料というものがある。これには、文書以外にも絵図や道具等が含まれており、それらがまとまって保存されているからこそ価値があると考えられている文化財である。一方で、区域とすると、面的な保護の仕方、例えば景観等が入ると思うが、群とは少し異なるのではないか。
- 廣瀬委員：種子資料は、文化財としてはどの分類か。
- 都築委員：民俗有形文化財として指定している。
- 事務局：種子資料や〇〇道具一式とか、ある程度一定のまとまりがあり、類型が認められる文化財はわかりやすい。ただ、鈴木会長が考えていらっしゃるのは、もっと広く様々な類型を含めた区域のようなものと理解している。そうすると現在検討している登録文化財の枠組みの中で、整理しなければならないと考えている。
- 都築委員：基本的には指定基準に足りないもの、拾いきれないものを追加していく。基本的な規定が必要である。
- 鈴木会長：この議題については、次回も継続して検討することとする。

### 3 報告事項

#### (1) 下野谷遺跡の保存・活用について

- 鈴木会長：事務局から説明をお願いする。
- 事務局：(資料2に基づき説明)
- 都築委員：報告事項ということは、既に決定しているということか。
- 事務局：そうである。
- 都築委員：これまでの整備では、景観も含めて進めてきたため、今回の石看板を設置することで、景観が壊されないか心配である。
- 事務局：現在の景観を損ねないように、素材や大きさについて配慮している。景観への影響はごくわずかになるように努めているところである。
- タ々良委員：石看板を設置する理由は何か。
- 事務局：現在、復元展示物の近くに解説版などがなく、来訪者に復元展示物について理解してもらうことが難しい状況のため、課で検討し、景観を損ねずに解説することができる設置物として石看板とした。

- 多々良委員：解説する設置物を石で作るというのは、永久的に保存しておきたいということか。
- 事務局：耐久性を考えたらえで石看板とした。また、元々整備基本計画の中で、現在設置しているエントランスゾーンの解説板のほかに、小さい掲示板のようなものを設置するとしていたため、今回諸要素を検討した結果、石看板とした。
- 鈴木会長：個人的な意見だが、現在の下野谷遺跡整備地では環状集落が感じられない。環状集落だとわかるような工夫や要素を入れるべきではないか。
- 都築委員：同時期に建っていた竪穴住居は数軒であるため、景観としては、現状が正しい。
- 鈴木会長：竪穴住居をさらに増やす必要はないと考えている。とにかく集落として、円形になっている雰囲気を中心に提案したい。
- 都築委員：エントランスゾーンの看板で説明はしている。
- 鈴木会長：今後の可能性の話である。例えば新しい土地を入手し、それを活用できないかなどか、そういうことを考えてほしい。
- 事務局：来年、再来年すぐは難しいが、ご指摘の通り、新たに入手した土地もある程度増えてきたため、活用する方針で何かできないか検討する。整備地においても、一定程度の整備が終了したため、今後は下野谷遺跡を一人でも多くの方に知ってもらい、愛着を持ってもらうために、活用と発信に重きを置いていく方向で取り組んでいる。そのためには、いつどんな時に来訪しても、遺跡や復元展示物について理解してもらえるように石看板を設置したいと考えている。また、エントランスゾーンの掲示板についても、市民協働をテーマとして設置している。今後設置する工作物についても、今回頂いたご意見や市民協働を意識した上で、取り組んでいきたいと考えている。

## (2) 文化財事業実施報告（埋蔵文化財、その他の文化財事業等）

- 鈴木会長：事務局から説明をお願いします。
- 事務局：（資料3に基づき説明）
- 鈴木会長：何か意見等はあるか。  
（意見なし）

## 4 その他

- 鈴木会長：その他で全体を通して何かあるか。
- 都築委員：審議会を円滑に進めるために、資料を事前に送ってほしい。
- 事務局：承知した。
- 都築委員：下野谷遺跡に行った際に、土器溜まりにヒビが入っているのを発見した。まだ施工されてから1年もたっていないがどうなっているのか。
- 事務局：先週、補修のために業者と確認を行った。1年間ぐらひは、ヒビ等ができる可能性があるということで、今月から7月にかけて修復していただく予定である。

- 都築委員：屋外で土器溜まりが復元されているのは珍しいが、年月とともにどんどん破損や劣化が進んでしまう。いいものを作ったので、早めに対応してほしい。
- 廣瀬委員：石看板に使用する石はどこか。
- 事務局：全面に石を使用するのではなく、表面に貼りつける形となるため、石の種類は不明である。
- 事務局：今回は、9月12日木曜日4時からの予定である。場所は田無第2庁舎3階の会議室を予定である。期日が近づいたら、改めて開催通知を送付する。
- 鈴木会長：以上をもって、令和6年度第1回会議を閉会する。